

## 重要事項説明書（居宅介護支援）

### 1 事業所の概要

事業所名	つるみね介護センター
所在地	神奈川県茅ヶ崎市西久保596番
介護保険事業所番号	1472401346号
管理者及び連絡先	田代 健治 0467-82-9969

### 2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者（主任介護支援専門員）	職員及び業務等の一元的管理等	1名（常勤・介護支援専門員兼務）
介護支援専門員	居宅サービス計画の作成等	4名（常勤 4名・非常勤 0名）

### 3 サービス提供地域

茅ヶ崎市、寒川町

### 4 サービス提供時間（注）年末年始（12/30～1/3）は「休祭日」の扱いとなります。

区 分	平 日	土曜日	休祭日
提供時間	8：30～17：00	休み	休み
24時間連絡体制	あり	あり	あり

（1）24時間連絡体制を確保し、かつ、必要時応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しています。連絡先：0467-82-9969～転送：080-6557-1036（管理者）

### 5 サービス内容

（1）事業者（居宅介護支援事業者）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

（2）居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。また、利用者から介護支援専門員に対して、複数の居宅サービス事業所等の紹介を求めることができること、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができるようにします。

また、前6か月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護（「訪問介護等」）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合および前6か月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合を（別紙1）にて説明いたします。

(3) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。

(4) 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。また、居宅介護支援の開始にあたり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼を行います（お渡しした名刺等をご提示ください）。

(5) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。上記の把握に当たっては少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接するとともに1月に1回、モニタリングの結果を記録します。

(6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。（保管期間5年）

(7) 当事業所は厚生労働大臣が定める算定要件を満たして、特定事業所加算Ⅱを取得しています。その目的は、地域全体の介護サービスの質の向上を目指すことにあります。算定要件については重要事項説明書の19項に記載しています。

(8) 介護支援専門員の資質向上のため、毎年度の研修計画に基づき各介護支援専門員毎に年間3回以上、外部研修又は都度担当の適応を勧奨して行います。

## 6 担当の介護支援専門員等

(1) 担当する介護支援専門員及び管理者は、次のとおりです。サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

(2) 担当する介護支援専門員を事業者側の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。

介護支援専門員	氏名： <u>田代 健治</u>	連絡先（電話）： <u>0467-82-9969</u>
管理者	氏名： <u>田代 健治</u>	連絡先（電話）： <u>0467-82-9969</u>

## 7 市町村への届出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続は上記の介護支援専門員にご相談ください。

## 8 利用者負担金

### (1) 利用料金

居宅介護支援に係る月額の利用料については、以下の通りとします。加算は次表のとおりですが、通常は初回加算、特定事業所加算Ⅱのみ算定しますが、他の加算を算定する場合は随時利用者及び家族と相談の元に算定するようにいたします。基本減算の適用はありません。

なお介護保険制度から全額が給付されるため、原則として利用者の負担はありません。

(2) 居宅介護支援費 (i) ※介護支援専門員 1 人あたりの利用者 4 5 件未満

居宅介護支援費 (要介護 1・2) 16,124円/月 (基本単位数1,086単位+特定事業所加算Ⅱ421単位)

居宅介護支援費 (要介護 3～5) 19,601円/月 (基本単位数1,411単位+特定事業所加算Ⅱ421単位)

※居宅介護支援費は単位数に地域区分別単価 (10.70円) を乗じた額となります。

**加算**

加算名称			金額	算定回数・要件等
初回加算			3,210円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分変更された場合
入院時情報連携加算Ⅰ			2,675円	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算Ⅱ			2,140円	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
退 院 退 所 加 算	カンファ レンス参加無	連携1回	4,815円	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
		連携2回	6,420円	
	カンファ レンス参加有	連携1回	6,420円	
		連携2回	8,025円	
		連携3回	9,630円	
	緊急時等居宅カンファレンス加算			
通院時情報連携加算			535円	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合
ターミナルケアマネジメント加算			4,280円	※下記 記載参照
特定事業所加算Ⅰ			5,553円	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合 (1か月につき)
特定事業所加算Ⅱ			4,504円	
特定事業所加算Ⅲ			3,456円	
特定事業所加算A			1,219円	
特定事業所医療介護連携加算			1,337円	

※居宅介護支援費は単位数に地域区分別単価 (10.70円) を乗じた額となります。

**減算**

減算名称	金額	要件等
特定事業所集中減算	2,140円	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中した場合（指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）
運営基準減算	所定単位数の50%で算定	運営基準に沿った、適正な居宅介護支援が提供できていない場合
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合

(2) 交通費：無料です。

(3) 解約料：解約についての料金は一切いただきません。

※ターミナルケアマネジメント加算の算定要件

- ①24時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備。
- ②利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を行うこと。
- ③訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者への提供。

## 9 サービスの中止（キャンセル）等

- (1) 利用者がこの居宅介護支援に係る訪問等のサービス提供を中止する場合は、事前に次の連絡先（又は前記の介護支援専門員等の連絡先）までご連絡ください。

連絡先（電話）：0467-82-9969 ～転送 080-6557-1036

- (2) 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。
- (3) 利用者は、3日以上予告期間があれば、契約全体を解約することもできます（契約書6条）。
- (4) サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

## 10 緊急時、事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により体調の急変等で緊急の対応が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡を行います。事故発生時には市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 11 秘密保持

事業者が得た利用者やその家族の個人情報は、介護サービスの提供以外の目的では原則として使用しません。この守秘義務は契約終了後も同様です。サービス担当者会議などで利用者やその家族の個人情報を使用する場合、利用者やその家族の同意を事前に文書で得ることとします。

## 12 ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場でのハラスメント防止対策（就業規則、研修等）に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。また従業者に対するハラスメント指針の整備、周知、啓発を行います。
- (2) 従業者からの相談体制や相談窓口の設置により、適切に対処するための体制の整備を行います。
- (3) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 13 業務継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するようにします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 14 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）をおおむね毎月1回以上開催します。その結果を、従業者に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 15 虐待防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の対策を講じます。

- (1) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援する等、虐待防止のために必要な措置を講じます。
- (4) 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (6) 事業所は次の通り、虐待防止の担当者を設置しています。

役職：介護長 氏名：古谷 祐樹

16 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

17 相談窓口、苦情対応

利用者やその家族からの苦情解決体制を整備しています。

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設お客様相談窓口	電話番号 0467-82-9911 FAX番号 0467-82-9918 相談員（責任者） 大八木 肇
------------	---

公的機関においても、次の期間において苦情申出等が出来ます。

茅ヶ崎市介護保険課	所在地 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 電話番号 0467-81-7164（直通番号） FAX番号 0467-82-1435
寒川町高齢介護課	所在地 寒川町宮山165 電話番号 0467-74-1111 FAX番号 0467-74-5613
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447
	所在地 電話番号 FAX番号

18 当法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 茅徳会
代表者名	塚本 玲三
所在地・電話	茅ヶ崎市西久保596番 0467-82-9911
業務の概要	特別養護老人ホームつるみね つるみね（老人短期入所事業） デイサービスセンターつるみね つるみね介護支援センターの経営 特別養護老人ホームかつらはら
事業所数	5

## 19 特定事業所加算と算定要件

特定事業所加算とは、居宅支援事業所において、専門性の高い人材を確保し、介護度の高い利用者や支援が困難な場合に対しても積極的に提供するといった、質の高い介護サービスを実施している事業所を評価する加算です。厚生労働大臣が定める算定要件を満たしているかにより評価として認められます。

### 【特定事業所加算Ⅱ】算定要件

- ① 常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。
- ② ①の専門員の他に、常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- ③ 利用者の情報及び介護サービス提供についての留意事項伝達等を目的とした会議を週1回以上開催し、会議の議事録を保存すること。
- ④ 24時間の連絡体制と利用者等の相談対応の体制を確保していること。
- ⑤ 年度が始まる前に、介護支援専門員個人単位で次年度の研修実施にあたっての目標や内容、期間の計画を策定する。管理者は研修の進捗、達成状況によって、必要に応じて見直しを行っていくこと。
- ⑥ 地域包括支援センターより支援困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供し、かつ地域包括支援センターと連携を図ること。
- ⑦ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ⑧ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適応を受けていないこと。
- ⑨ 介護支援専門員1人当たりの利用者平均が45件に満たないこと。また、利用者数が特定の介護支援専門員に偏らないようにすること。
- ⑩ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力もしくは協力体制を確保していること。
- ⑪ 他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会・研究会等を実施していること。
- ⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

【 説明確認欄 】

年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、書面を交付し重要事項を説明しました。

事業者 事業者名 つるみね介護センター  
説明者 田代 健治

居宅介護支援契約の締結にあたり、書面の説明を受け、同意して署名、交付を受けました。

利用者 氏 名 \_\_\_\_\_

代理人又は立会人 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )



(別紙1)

### 重要事項説明書の追加

重要事項説明書、5 サービス内容(2)で説明しました  
当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況の割合は以下の内容になります。

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
  - ・ 訪問介護 32%
  - ・ 通所介護 35%
  - ・ 地域密着型通所介護 15%
  - ・ 福祉用具貸与 72%
  
- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

### 訪問介護

ツクイ茅ヶ崎浜見平	25%
生活リハビリクラブ茅ヶ崎	10%
茅ヶ崎徳州会駅前介護センター	9%

### 通所介護

デイサービスつるみね	30%
生活リハビリクラブ茅ヶ崎	9%
リフシア萩園通所介護	8%

### 地域密着型通所介護

ウェルネスパーク萩園	30%
通所茶廊	16%
通所且座	7%

### 福祉用具貸与

メディケアセンター	19%
ニッショウ	17%
介護の太助	15%

判定期間 令和6年9月1日～令和7年2月28日

前期(3月1日から8月末日)

後期(9月1日から2月末日)

# 申請代行委任状

利用者及びその家族は、次に定める条件にあつて、必要最低限の範囲内で要介護認定等の申請代行業を希望します。

## 2. 申請代行の理由

利用者及びその家族等が申請書を提出する事が困難な場合や申請代行業を依頼された場合

## 3. 申請代行する書類等の範囲

- ・要介護認定更新・変更申請書
- ・その他（ ）

## 4. 申請代行を行う期間

- (1) 居宅介護支援契約の契約締結の日から、利用者の要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」といいます）の有効期間満了日
- (2) 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新される

年 月 日

事 業 者 社会福祉法人茅徳会 つるみね介護センター

利用者

代理人